

保護命令申立書の書き方について（本人申立用）

神戸地方裁判所第3民事部保全係（DV係）

1 申立書や陳述書等の証拠、子や親族等の同意書（提出があった場合）は相手方に送付します。申立書等は以下の説明をよく読んで書いてください。

2 今後、相手方から暴力を振るわれて、**生命・身体**に重大な危害を受けるおそれが大きい場合は8頁の第3項に、今後、相手方から暴力又は**生命・身体・自由・名譽・財産**に対する脅迫を受け、**精神**に重大な危害を受けるおそれが大きい場合は13頁の第4項にそれぞれ記載してください。

3 退去等命令を申し立てる場合は、必ず8頁の第3項に記載してください。

4 8～10頁の暴力や脅迫の内容、怪我の内容については、できるだけ具体的に書いてください（怪我については、診断書があるときは、それで確認してください。）。

※ 例えば、単に、「顔を殴られた」、「脅迫された」、「あざができた」ではなく、それぞれ、「左目のあたりを右のこぶしで1回殴られた」、「私の子供を目の前で殴り、『俺に逆らうと、お前もこうなるぞ』と言われた」、「右脇腹にこぶし大のあざができた」というように具体的に書いてください。

5 12頁の今後の暴力のおそれについては、相手方が今後あなたの**生命、身体**に重大な危害を与えるような暴力を振るうであろうとあなたが考える理由として、相手方の性格や日頃の言動、暴力を振るったり脅迫したりする理由等を書いてください。また、今回の申立てに対して予想される相手方の反応も、わかる範囲で書いてください。

6 13～15頁の暴力や脅迫の経緯・内容、怪我の内容については、できるだけ具体的に書いてください（怪我については、診断書があるときは、それで確認してください。）。特に脅迫については、それが何に対する脅迫か（「**生命・身体**」に対する脅迫、「**自由**」に対する脅迫等）を明らかにして、それぞれ該当箇所に記載してください。

※ 例えば、単に、「悪口を言われた」、「脅迫された」ではなく、それぞれ、「『殺すぞ』と言われた」（**生命・身体**に対する脅迫）、「『仕事を辞めさせてやる』と言われた」（**自由**に対する脅迫）、「『お前の悪い噂をSNSに書き込んでやる』と言われた」（**名譽**に対する脅迫）、「『言うことを聞かないとお前の大切なものを壊す』と言われた」（**財産**に対する脅迫）というように具体的に書いてください。

7 18頁の今後の暴力や脅迫のおそれについては、これまでの相手方との生活状況、相手方の性格や日頃の言動、暴力を振るったり脅迫したりする理由、相手方の暴力や脅迫により生じる精神症状等を踏まえて具体的に記載してください。また、今回の申立てに対して予想される相手方の反応も、わかる範囲で書いてください。

申立てに必要な書類等について

神戸地方裁判所

保護命令申立書（鉛筆で濃く記載してください。）	原本1通
[申立手数料] 収入印紙1000円 [予納郵便切手] 合計2732円 ※ 神戸地裁への申立ての場合は、書記官の指示があつてからご購入ください。 (郵便切手の内訳 500円を2枚、100円を10枚、84円、20円、10円、5円、2円、1円を各6枚)	
[申立人と相手方との関係が婚姻関係（事実婚を含む。）の場合] 夫婦であること、又は夫婦であったことを証明する資料	戸籍又は住民票（マイナンバー記載のないもの） 原本1通 その他資料写し2通
例 ①戸籍謄本（全部事項証明書）又は続柄の記載された世帯全員の住民票（いずれも1か月以内に交付を受けたもので、マイナンバーの記載がないもの）、②事実婚（内縁関係）の場合は、次の「申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合」を参照すること	住民票（マイナンバー記載のないもの） 原本1通 その他資料写し2通
[申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合] 生活の本拠を共にしていたことを証明する資料	写し2通
例 申立人及び（取得できれば）相手方の住民票（1か月以内に交付のもの）、生活の本拠について、生活状況の写真又は送付された私信、電気・水道・電話料金の支払請求書の写し、賃貸借契約書の写し、生活状況を具体的に記載した陳述書等	写し2通
[今後、相手方から暴力を振るわれて、生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合（申立書の申立ての理由3項）] ①暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けた証拠 及び ②今後、相手方から更に身体に対する暴力を振るわれて、生命、身体に重大な危害を受けるおそれが大きいことを証明する証拠	写し2通
例 ①について診断書、負傷部位の写真、脅迫内容が記載されたメールや手紙の写し、暴力や脅迫を受けた状況を具体的に記載した陳述書、②についてこのようなおそれが大きいと予想される事情（暴力が次第にひどくなっている、更にひどい危害をくわえようとしている等）を具体的に記載した陳述書等	
[今後、相手方から暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受け、精神に重大な危害を受けるおそれが大きい場合（申立書の申立ての理由4項）] ①暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受けた証拠 及び ②今後、相手方から暴力や生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受けて、精神に重大な危害を受けるおそれが大きいことを証明する証拠	写し2通（録音体の場合は複製した録音媒体2個）
例 ①について診断書、負傷部位の写真、脅迫内容が記載された手紙、メール、SMS等の写し、暴力や脅迫を受けた状況を具体的に記載した陳述書、脅迫内容の音声等を録音した録音体を複製したUSBメモリ等の録音媒体（※）及び録音の対象、日時、場所、問題となる発言が録音データ上の何分何秒目に録音されているか等の説明書面（反訳書を含む）、②についてうつ病、PTSD、適応障害、不安障害、身体化障害の診断書に加えて、このようなおそれが大きいと予想される事情を具体的に記載した陳述書等 ※ 録音体は、裁判所のPCで再生可能なファイル形式（音声ファイルであればmp3やwma等、動画ファイルであればwmvやavi等）であることが必要です。再生可能なファイル形式は変更になることがあります。	
[6か月間の退去等命令を申し立てる場合] 生活の本拠として使用する建物又は区分建物について ①所有者が申立人のみであることを証明する証拠 又は ②賃借人が申立人のみであることを証明する証拠	写し2通
例 ①について不動産登記事項証明書、②について賃貸借契約書写し	

申立てに必要な書類等について

神戸地方裁判所

[子への接近禁止命令、電話等禁止命令を申し立てる場合]

①子であることを証明する資料及び②その子の同意書（その子が15歳以上の場合は）※子への接近禁止命令、電話等禁止命令は、申立人と同居する未成年の子である場合に申立てをすることができます。同居しない、又は成年に達した子については、親族に対する接近禁止命令の申立てとなります（電話等禁止命令の申立てはできません）のでご注意ください。

①につき
原本1通
②につき
原本写し各1通

例 ①について戸籍謄本（全部事項証明書）又は続柄の記載された世帯全員の住民票（いずれも1か月以内に交付を受けたもの）、②について子が同行しない場合は、同意書の署名の裏付けとなる、その子が従前から日常的に使用し、氏名を書いている学用品等を照合のため持参する。

①につき
原本1通
②につき
原本写し各1通

[親族等への接近禁止命令を申し立てる場合]

①親族の場合は親族であることを証明する資料、②その親族等の同意書（その親族が未成年等であれば、その親族の法定代理人（親権者父及び母等）が作成する同意書）及び③相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているその他の事情があることから申立人がその親族等に関する相手方と面会することを余儀なくされることを証明する証拠

①につき
原本1通
②③につき
原本写し各1通

例 ①について戸籍謄本（全部事項証明書）（1か月以内に交付を受けたもの）、②について親族等が同行しない場合は、同意書の署名押印の裏付けとなる、印鑑証明書、その親族名義の保険契約書やクレジットカード（署名のあるもの）、従前から日常的に使用し、氏名を書いている生活用品等を照合のため持参する、③についてこのようなことを余儀なくされると予想される事情を具体的に記載したその親族等の陳述書

[警察又はDVセンターでのDV相談をしておらず、今後もない場合]

宣誓供述書（供述内容等はDV防止法12条3項又は18条2項を参照のこと。なお、公証人による認証を受ける必要があり、費用等が必要です。）

原本写し各1通

※証拠を提出される際には以下の点についてご留意ください。

- 1 提出する証拠には証拠番号（甲第●号証）を付してください。証拠番号は1つの証拠につき1つの番号を付し、複数のページがある証拠は書面の下部にページ数を付してください。
- 2 申立書の申立ての理由3項、4項に記載した暴力・脅迫の順番に従って証拠の順番を整え、証拠番号を付してください。陳述書が甲第1号証となり、それ以外の証拠は甲第2号証以下の番号となります。
- 3 証拠書類の写しを提出される場合には、できるだけA4サイズのコピー用紙を使用してください。
- 4 写真を提出される場合は、写真をA4サイズの白紙に貼り付け、当該写真から撮影日がわからない場合は、貼り付けた写真の下の白紙部分に撮影日を記載してください。写真1枚につき証拠番号1つを付すこととし、貼り付けた各写真の上の白紙部分に証拠番号を記載してください。
- 5 SMS等のメッセージの画面を印刷した書面を提出される場合は、それぞれのメッセージの投稿日がわかる部分も提出し、関連する一連のメッセージを古いものから順番になるよう整理してホッチキス留めし、最初のページの右上部等に1つの証拠番号を付してください。

8 19頁の子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令における相手方が子を連れ戻すと疑うに足りる言動については、相手方の子に関する言動をできるだけ具体的に書いてください。

※ 例えば、単に、「子供に執着していた」ではなく、「令和〇年〇月〇日、私に暴力を振った後、『子供は意地でも渡さん』と言った」というように具体的に書いてください。

9 19頁の親族等への接近禁止命令においてあなたとの関係が親族以外の場合は、その関係を詳しく具体的に書いてください。また、相手方と面会を余儀なくされる事情についても、なぜあなたがその親族等に関して相手方と面会せざるを得なくなるのか、理由となる事情を詳しく具体的に書いてください。

10 陳述書は、申立書の申立ての理由の第3項に記載した場合と第4項に記載した場合で、記載する箇所が異なりますのでご注意ください。記載に当たっては、いつ、どういうことがあった、誰がどういうことをした、どういうことを言った、という事実を中心に書いてください。暴力や脅迫のきっかけ等が各場合で違うときは、それぞれについて書いてください。

甲第 1 号証

陳述書

令和 年 月 日

申立人

印

□ 1 申立書の申立ての理由第3項に記載した場合

- (1) 相手方が私に加えた暴力又は生命・身体に対する脅迫の主なものは、申立書の申立ての理由第3項Aに記載のとおりです。
相手方の暴力等のきっかけや前後の状況等は、それぞれ以下のとおりです。

相手方の暴力等のきっかけや前後の状況等は、それぞれ以下のとおりです。

- (2) 相手方が私に対し今後暴力を振るい、そのため私の生命・身体に重大な危害を加えるだろうと考えている理由は、申立書の申立ての理由第3項Bに記載したとおりです。

□ 2 申立書の申立ての理由第4項に記載した場合

(1) 相手方が私に加えた暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫の主なもの及びその経緯は、申立書の申立ての理由第4項Aに記載のとおりです。

現在までの相手方の言動、相手方との生活状況、その他これまでの経緯は以下のとおりです。

(2) 上記暴力又は脅迫により精神症状が出た経緯と現在の症状は以下のとおりです。

(3) 相手方が私に対し今後暴力を振るい、又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫をし、そのため私の精神に重大な危害を加えるだろうと考えている理由は、申立書の申立ての理由第4項Bに記載したとおりです。

□ 3 相手方が私と同居している子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他、私がその子に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えている事情は、申立書の申立ての理由第5項に記載したとおりです。

□ 4 相手方が親族等の住居に押しかけて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、私が親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えている事情は、申立書の申立ての理由第6項に記載したとおりです。

甲第 号証

令和 年 月 日

同 意 書

(ただし、□については□内にレを付したものに限る)

氏名（自署）印

平成 年 月 日生（満 歳）

裁判所が、申立人からの申立てによって、

（申立人の氏名）

相手方 に対し、私に対する

（相手方の氏名）

子への接近禁止命令

子への電話等禁止命令

を命じることに同意します。

甲第 号証

令和 年 月 日

同意書

氏名（自署）印

裁判所が、申立人 からの申立てによって、
(申立人の氏名)

相手方 に対し、私に対する接近禁止命令を命じる
(相手方の氏名)

ことに同意します。